

○新潟県中東福祉事務組合公告式条例

昭和 39 年 12 月 28 日組合条例第 1 号

改正昭和 61 年 8 月 30 日組合条例第 2 号

平成 24 年 3 月 6 日組合条例第 2 号

(目的)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 16 条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第 2 条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入し、その末尾に管理者又はその代理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、この組合を組織する各市町の掲示場に掲示してこれを行う。ただし、天災事変等によりこれらの掲示場に掲示することができないときは、公衆の見易い場所に掲示してこれに代えることができる。

(規則に関する準用)

第 3 条 前条の規定は、この組合が制定する規則に準用する。

(規程の公表)

第 4 条 規則を除くほか、管理者の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入し管理者印をおさなければならない。

2 第 2 条第 2 項の規定は、前項の規定の公表にこれを準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第 5 条 第 2 条の規定は、議会の規則その他組合の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。ただし、第 2 条中「管理者」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表するもの」と読み替えるものとする。

2 第 4 条の規定は、組合の機関の定める規定で公表を要するものにこれを準用する。ただし、同条第 2 項中「管理者名」とあるのは「当該機関名」、「管理者印」とあるのは「当該機関印」と読み替えるものとする。

(規則、規定の施行日の特例)

第 6 条 規則又は組合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 61 年 8 月 30 日組合条例第 2 号）

この条例は、昭和 61 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 6 日組合条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。